

審査基準及び標準処理期間

所属名	商工労働観光部商業・経営支援課組合担当
内線番号	4826

No.	項目	内容
①	処分名	事業協同組合等の設立の認可
②	法令名	中小企業等協同組合法
③	法令番号	昭和24年6月1日法律第181号
④	根拠条項	第27条の2第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第27条の2第1項 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を、主務省令で定めるところにより、行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。
⑦	審査基準	中小企業等協同組合法第27条の2第4項及び第5項、第6項
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から2月以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から2月以内
⑫	問合せ	商業・経営支援課組合担当(075-414-4826)
⑬	備考	